

『速旅 中央日本四県周遊ドライブプラン（黄金K A I D Oに行く）

周遊エリア内乗り放題コース』【周遊プラン】利用約款

（通則）

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）並びに東日本高速道路株式会社が実施する別表1に定めるプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（定義）

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車両）

第3条 本プランは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）が対象です。

（実施期間等）

第4条 本プランの実施期間は、令和7年6月1日（日）から令和8年2月28日（土）までとします。その間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表1に定める利用期間（別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の23時59分まで。ただし、利用開始日当日にお申込みの場合には、お申込み手続きが完了した時点から最終日の23時59分まで。以下同じです。）を利用可能期間とします。

ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間以外の日に通行した場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。

- 3 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います。

(申込方法等)

- 第5条 本プランは、当社公式WEBサイトから本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までにお申込みください。なお、お申込み時に速旅の会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。
- 2 次の各号を満たさない場合は、本プランのお申込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本プランの対象となりません。
- 一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録されたETCカードの名義が本プラン申込者と同一であること。
- 3 当社が実施する他のドライブプラン及び東日本高速道路株式会社が実施するドラ割と利用日が同一日のお申込みはできません。同一日のお申込みをした場合は、第15条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 4 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

(受付番号等)

- 第6条 当社は、申込者が本プランの申込を完了したときには、申込者が速旅の会員登録時に登録したメールアドレスへ受付番号等を通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込を有効とします。
- 2 受付番号等は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、当社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。
- 3 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本プランの受付は、お申込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

(受付内容の変更)

- 第7条 本プランの受付を完了した後は、次項に定める項目を除き、受付内容についての変更はできません。受付内容について変更が必要な場合は、第15条第1項に定める解約を行ったうえで、再度第5条に基づき申込手続を行ってください。
- 2 お申込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで速旅会員専用マイページ (<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>) から変更することができます。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、周遊エリア（別表2に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じです。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する周遊エリア内の通行（利用可能期間内において通行をされる場合に限りです。回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア外のインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をいただきます。

3 第1項から第2項までにおける通行において、通行途中に本線料金所（E20 中央自動車道八王子本線料金所を除く）又はジャンクション部料金所を通過した場合は、当該料金所の通過を以ってインターチェンジの流入及び流出となります。

（利用の開始及び終了）

第9条 本プランは、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第4条第1項に規定する利用可能期間が満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（利用方法）

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した車種に属する自動車で行ってください。登録した車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本プランの料金の支払いを受けます。

2 料金所においては、申込時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけなかった場合には、一般レーンまたは混在レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートインターチェンジをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートインターチェンジをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括で請求いたします。

なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びに「ETC利用照会サービス」の料金表示は通常料金となりますが、本プランの対象となる通行については請求時には本プランの料金のみをいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

3 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。

4 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、「ETCパーソナルカード 利用規約」に定めるカードの利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

5 本プランの料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。）で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第12条 令和7年6月1日（日）から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第8条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本プランの料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本プランの利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

(他の割引との適用関係)

第13条 本プランは、ETCマイレージサービス以外の割引と重複して適用されません（本プランの料金の額には、ETC時間帯割引、障害者割引は適用されません。）。

2 ETCマイレージサービスについては、本プランの額にマイレージポイントを付与します。

3 申込時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を引き去ります。

4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金の支払にはマイレージポイントは付きません。

(適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録していただいたETCカード以外で利用したとき
- 二 登録した車種より上位の車種で通行したとき
- 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
- 四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
- 五 周遊通行以外の通行を行ったとき
- 六 周遊エリア内のインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用されたときにおける、周遊エリア以外の経路に係る通行

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランのお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。
- 二 申込時に登録していただいた1枚のETCカードを第4条第1項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用されたとき。

（解約等）

第15条 本プランの申込者は、申込時に登録を行う利用開始日における最初の出ロインターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、速旅会員専用マイページ (<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>) から本プランを解約することができます。

2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に周遊通行を行わなかった場合には、お申込み時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。

3 利用可能期間内に周遊通行を行った場合、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護）

第16条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第17条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼ

したとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

六 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（約款の変更）

第18条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

令和7年6月1日 中日本高速道路株式会社

別表 1：料金及び利用期間（金額は本プランのご利用 1 回あたりの料金）

コース名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金		利用期間
			普通車	軽自動車等	
発着なし 中央日本四県周遊エリア (新潟・長野・山梨・静岡県域)	—	A	18,300 円	14,600 円	連続する 最大 4 日間

周遊エリア内乗り降り自由

別表 2：周遊エリア（IC はインターチェンジ、JCT はジャンクションを指す）

番号	区間名（JCT：ジャンクション IC：インターチェンジ）
A	北陸自動車道（名立谷浜 IC～新潟中央 JCT）
	関越自動車道（長岡 JCT～長岡 IC）
	日本海東北自動車道（新潟中央 JCT～新潟空港 IC）
	磐越自動車道（新津 IC～新潟中央 IC）
	上信越自動車道（更埴 JCT～上越 JCT）
	長野自動車道（岡谷 JCT～更埴 JCT）
	中央自動車道（双葉スマート IC～伊北 IC）
	中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT）
	新東名高速道路（新清水 JCT～島田金谷 IC、新清水 JCT～清水 JCT）
	東名高速道路（富士川スマート IC～相良牧之原 IC）